

はじめに

全国学力・学習状況調査は平成 25 年度から、全国全ての小学校、中学校を対象に調査が行われてきました。

【調査の目的】¹

- 学力や学習状況を把握して、分析すること
- 教育施策の成果と課題を検証して、その改善を図ること
- 教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること

この 5 年間、調査を行う目的はずっと変わっていません。
これとともに、変わらないこととしては、

【調査結果の取り扱いに関する配慮事項】²

- 本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部分であること
- 序列化につながる取組が必要であること

この部分について、平成 29 年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領では、

【調査結果の取り扱いに関する配慮事項】³

- 調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること
- 学校における教育活動の一側面であること
- 序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること

この調査で分かることは学力の特定の一部分であること、この調査結果を受けて、序列化や過度の競争が生まれぬよう配慮することが求められています。

○ 「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」については、以後「実施要領」とする。

1【調査の目的】義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。（平成 25 年度～平成 29 年度 実施要領より）

2【調査結果の取り扱いに関する配慮事項】調査結果の公表にあたっては、本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部分であることなどを明示するとともに、序列化につながる取組が必要。（平成 25 年度 実施要領より）

寒川町教育委員会ではこのことをしっかりと受け止め、全国学力・学習状況調査を次のように取り扱い、寒川町の教育のより一層の発展を目指していきます。

【寒川町教育委員会として】^{3・4}

- 序列化や過度な競争が生じないように配慮します。
(調査結果については、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行いません)
- 学力の特定の一部、教育活動の一側面であることに十分に留意します。
(他の市町村や過去の結果との数値のみの比較に終わらず、平均正答数や平均正答率の現状についてしっかりと受け止めていきます。)
- 調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表します。
- 調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策を示していきます。
- 調査結果の分析内容や改善方法については、寒川町ホームページに掲載するだけでなく、家庭版学校教育だより等で家庭への発信をし、家庭とともに学習について考えていきます。

また、次のことを踏まえて分析をしていきます。

【分析をする上での留意点】

- 学校での教育実践の成果と課題について検証していきます。
- 「成果」については、「これまでに取り組んで『強み』になったこと」と定義します。
- 「課題」については、「これまでも取り組んできたが、より重点的に今後取り組みたいこと」と定義します。
- 寒川町の児童・生徒やその保護者の取り組み、また、教職員の教育実践の方向性について、新学習指導要領と関連付けていきます。

3 【調査結果の取扱いに関する配慮事項】「調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。」「調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。」(平成29年度実施要領より)

4 【調査結果の活用】(ア)各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。(ウ)各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。(平成29年度実施要領より)